

「大規模災害時における市町村行政機能の確保に関する検討会」

第1回議事要旨

日 時：平成29年1月17日（火）10：00～12：00

場 所：総務省 8階 国地方係争処理委員会室

出席者：稲継座長、牛山委員、福田委員、芝崎委員、小野委員、間宮委員

幹 事：安田自治行政局長、宮地大臣官房審議官、高原公務員部長、谷公務員課長、
荻澤防災課長、角田応急対策室長

事務局：小川市町村課長、村上市町村課課長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 本検討会における課題について
3. 閉会

【意見交換】

- 市町村の行政機能の確保とその情報把握の必要性について整理した上で、以下の論点について、意見交換を行った。
 - ・ 市町村の行政機能の確保状況を把握するためには、どのような情報が必要か。
 - ・ 情報把握のためにはどのようなルートや方法が適切か。
 - ・ 実効的な情報把握のためには、どのような環境整備が必要か。
- 主な意見は以下の通り。

【市町村の行政機能の確保とその情報把握の必要性】

- ・ 役場機能の確保は迅速な生活再建という観点から重要である。また、役場機能の状況の確認は、役場機能が極端に低下した場合に、的確に応援職員を派遣するため等、早期の役場機能回復という観点からも重要である。
- ・ 避難所や罹災証明事務、仮設住宅など生活再建に関する業務は、以前に比べてかなり迅速な対応が求められるようになってきた。そのための応援職員の派遣ニーズも大きくなっている。マネジメント機能が極端に低下した市町村においては、応援職員の派遣要請すら困難になるので、マネジメントの立て直しが必要な状況にあるかどうかの把握が重要である。

【把握すべき情報の内容】

- ・ 国においても情報を共有し、被災市町村の事務負担にも配慮すべきではないか。
- ・ 「情報が無いこと」自体が重要な情報であることも認識する必要がある。
- ・ 把握すべき情報の内容について、発災後のフェーズ（救命救助、避難所設営・運営、危険度判定、罹災証明の発行、仮設住宅の整備など）により整理が必要ではないか。
- ・ 発災当初に人命救助が最優先なのは当然であるが、住民の生活再建に向けた取組も時間的な猶予がなく、同時並行で進めていかなければならないのが実態ではないか。
- ・ 熊本地震において各省庁・県のリエゾン（情報連絡員）が被災市町村に入り、情報収集を行ったが、行政機能やマネジメント体制に係る情報収集をどこが担当するのが明確になっていなかった。

【情報把握のルートや方法】

- ・ 被災状況と行政マネジメント体制の状況は性質が異なる情報と考えられ、その収集ルートも必ずしも都道府県の防災部局ではないのではないかと。
- ・ 小規模な団体においては、総務部局が防災部局を兼ねていることが多く、情報収集ルートの選定にあたって留意が必要。
- ・ 災害時には行政機能やマネジメント体制に関する情報を集約するのは、総務部局でなく防災部局になる都道府県もあるのではないかと。
- ・ 首都直下や南海トラフ等の大規模な災害を想定した場合、停電や断線により通常の連絡手段が遮断されたり、関係市町村が多数に及んだりするなど状況把握が極めて困難になることが想定される。様々な連絡ツール、ルートも視野に入れるべきではないか。
- ・ 発災直後は、被災自治体の職員には各種情報の把握・発信が困難である場合が想定され、国や都道府県のリエゾンなど外部の人員が担うことも考える必要があるのではないかと。その際、チェックリストなどのフォーマットを活用し、リエゾン等が報告する仕組みが有効ではないかと。

【その他環境整備等】

- ・ 国、都道府県、市町村が役割分担をしながら、協力して行政事務を行う「融合型」の日本においては、災害対応についても、まずは市町村が第一線で役割を果たすべきであるが、大規模災害で市町村が機能できない場合には、都道府県や国がバックアップするべきであり、国全体として支えていく仕組みが必要ではないかと。

以 上